

台湾2ヶ所で高病原性鳥インフルエンザ(H5N2)続発！

国内では野鳥で低病原性鳥インフルエンザの感染を確認！

侵入防止対策の徹底をお願いします！

◆ 発生地及び発生日

・彰化県芳苑郷:2012年 2月22日

・彰化県竹塘郷:2012年 3月 5日

いずれも家きん農場で発生。

(次ページの台湾における鳥インフルエンザの発生状況を参考にして下さい。)

◆ 最近、ミャンマー、ベトナム、香港、ネパール、インド、スリランカ、ブータン、バングラディッシュなどのアジア諸国で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

◆ 国内では平成23年11月以降、島根県、宮城県、岩手県において野鳥で低病原性鳥インフルエンザの感染が確認されています。



・ 飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いします！

- ・ 飼養家さんの健康観察、異常の早期発見、早期通報
- ・ 野生動物などの鶏舎への侵入防止
- ・ 農場、鶏舎の出入口での消毒の徹底
- ・ 関係者以外の農場への立入制限
- ・ 発生国への渡航の自粛
- ・ 入退場する人や車両についての記録と消毒の徹底

岐阜県ホームページに家畜伝染病予防法改正についての情報を掲載しています。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/oshirase/kachiku-densenbyo-yoboho-kaisei.html>

異常を見つけたら、すぐに家畜保健衛生所に連絡してください。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp